

\*\*\*\*\*

長野県県民芸術祭2023参加  
第63回（令和5年度）長野県吹奏楽コンクール  
「大学職場一般 自由演奏の部」 長野県大会 開催要項

\*\*\*\*\*

1. 名称 長野県県民芸術祭2023参加  
第63回（令和5年度）長野県吹奏楽コンクール 「大学職場一般 自由演奏の部」 長野県大会
2. 主催 長野県吹奏楽連盟，朝日新聞社
3. 共催 長野県，長野県教育委員会
4. 後援 岡谷市（申請予定），岡谷市教育委員会（申請予定）
5. 主管 長野県大学職場一般吹奏楽連盟
6. 大会趣旨 小編成吹奏楽団、大編成アンサンブル団体、ビッグバンド等、各団体が得意とする形態による演奏を客観的な観点から評価が得られる機会を設けるとともに、その団体の活動を県下に広く紹介できる場を提供する
7. 日時 令和5年7月23日（日） ※審査開始時間は参加団体数確定後に決定します。
8. 会場 岡谷市文化会館（カノラホール）  
〒394-0029 岡谷市幸町8番1号 TEL：0266-24-1300 FAX：0266-24-1412
9. 審査員 恵藤 康充（バストロンボーン奏者）／瀧 彬友（サクソフォーン奏者）／  
橋本 淳平（打楽器奏者）／福留 亜紀（フルート奏者）／依田 泰幸（トランペット奏者）
10. 参加資格
  - 1) 団体（学校）
    - ①団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であること
    - ②上記①以外の長野県内を活動の拠点とする団体で、過去に本部門への出場経歴が一度もないこと。
    - ③長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体で過去に本部門へ出場経歴を有する団体にあっては、参加申し込み締め切り日時までに長野県大学職場一般吹奏楽連盟への入会手続きが完了していること。
    - ④複数団体（学校）の合同編成による参加の場合は、合同編成を構成する全ての団体（学校）が上記①から③までの要件を満たしていること
  - 2) 演奏者
    - ①演奏者の資格は特に制限しない
    - ②同一奏者が本部門の他の団体（学校）もしくは合同編成に重複して参加すること及び全日本吹奏楽コンクールの予選に参加する他の団体（学校）に重複して参加することは問わない
  - 3) 指揮者
    - ①指揮者の資格は特に制限しない。
    - ②指揮者不在の演奏も可とする。
11. 参加費用
  - 1) 参加費

大学職場一般 自由演奏の部 出場者1名につき 1,000円 (出場者には指揮者は含まない)

2) 音楽著作物使用料

1団体(学校)につき 1,200円

12. 申し込み期限

1) 参加申し込み 令和5年6月13日(火) 21:00

2) 参加費用納入 令和5年6月13日(火)

13. 手続方法

1) 参加申し込み

インターネットによる長野県吹奏楽連盟ホームページからの申し込みしか受け付けておりません。

- ① 長野県吹奏楽連盟ホームページ (<http://www.ajba.or.jp/nagano/>) を開く。
- ② 「長野県吹奏楽連盟各種申込フォーム」を選択する。
- ③ 出場大会より「吹奏楽コンクール 大学職場一般の部 長野県大会」を選択する。
- ④ パスワードを入力する。パスワードは \*\*\*\*\* です。
- ⑤ 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員が参加する場合は、予め事務局へ問い合わせ入力用パスワードを確認してから手続きをしてください。
- ⑥ 指定事項を入力する。
  - \* 申し込みの際、指定されている項目はすべて入力してください。
  - \* 合同編成で参加する場合は団体(学校)名欄に合同編成を構成するすべての団体(学校)名を記載してください。  
(例: ○○吹奏楽団・△△アンサンブル合同)
  - \* 演奏者、申込者、作曲者、編曲者、団体(学校)代表者氏名の姓と名の間には半角スペースを入れて下さい。
  - \* 電話番号、FAX番号は半角数字とし、局番と番号の間には「-」を入れて下さい。
  - \* 住所には県名記載は不要です。
  - \* 団体(学校)名、団体長(代表者)氏名、住所は連盟に届け出ている団体(学校)代表者の氏名、住所を記載し、住所への郵便番号、県名の記載は不要です。
  - \* 指定事項が正常に記入された場合、申し込みアドレスに確認メールが自動返送されます。
  - \* 申込者へ自動返送されるメールは同時に事務局へも送信されますので、事務局ではそのメールにより申込内容を確認いたします。
  - \* 申し込みアドレスは、本大会に関する連盟からの連絡事項や問い合わせ事項をお送りする連絡先メールアドレスとなりますので、添付ファイルを受信することができ責任を持って管理することができるメールアドレスを指定して下さい。
  - \* 申し込みアドレスに送られる確認メールに申込用紙へ捺印をしての提出は不要です。
  - \* 申し込み完了後に入力項目の誤記訂正や内容変更が生じた場合は、インターネットによる申し込みを再度行って下さい。同一団体(学校)からの入力については、最後に入力した申し込みの内容を有

効として取り扱います。

- ⑦ 申し込み期限以降に入力項目の訂正が必要になった場合、または団体（学校）の代表者や申し込み責任者の氏名、連絡先等の演奏曲や演奏者に関係しない事項に変更が生じた場合は、必ず事務局（ホームページ管理受託者や長野県吹奏楽連盟事務局ではなく長野県大学職場一般吹奏楽連盟の事務局長）へ連絡（できる限りFAX、Eメールを利用して下さい）のうえ、その指示により手続きを行って下さい。
- ⑧ 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員にあって申込書記載の参加人員が長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約第8条に基づき報告している団体活動人員数（合同編成にあっては構成する各団体別の団体活動人員数の合計）を上回る場合は、申込手続き後すみやかに同規約第33条第4項に定める手続き（長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局への登録事項変更届の提出と増となる団体活動人員数分の会費（一人あたり2,000円）の納入）を行って下さい（合同編成の場合は団体活動人員数が増となった団体のみが該当）。
- ⑨ 事務局で申込内容を審査し、疑義がなければ申込書は受理となります。  
申込書に疑義がある場合及び上記⑧に該当する場合は事務局から連絡先アドレスに疑義を問い合わせます。  
申込書はその疑義の処理が済み次第受理となります。

## 2) 参加費用の納入

- ① 参加費用（参加費、音楽著作物使用料）は郵便振込で納入していただきます。  
払込先口座番号：00590-5-48913  
加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟
- ② 参加費用は**最寄りの郵便局に備え付けてある料金振込人負担の振込用紙（青色用紙）**を利用し、参加費用に振込料金を添えて手続きしてください。なお、**振込料金は各団体（学校）での確認と負担**をお願いします。
- ③ 振込手续をする前に、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の**通信欄に以下の事項を必ず記載**してください。  
・部 門 名：大学職場一般 自由演奏の部  
・団体（学校）名：参加する団体（学校）名（連盟会員の場合は連盟に登録している団体（学校）名、合同編成の場合は構成しているすべての団体（学校）名）  
・代表者氏名：〇〇〇〇 ……参加団体（合同編成の場合は代表団体）の代表者氏名  
・納 入 金 額：1,200円（音楽著作物使用料）+〇〇人×1,000円=〇〇〇〇円
- ④ 合同編成の場合は、構成する団体（学校）ごとに分離せず、代表団体（学校）が構成する全団体（学校）分の参加費用を一括してとりまとめ、代表団体（学校）が1枚の振込用紙で納入してください。
- ⑤ 全日本吹奏楽コンクール予選部門と自由演奏部門のそれぞれについて、別の振込用紙を使用して別件の振込として納入してください。（両方の部門に参加する場合であっても、合算して1件の振込にしないで下さい。）

## 14. 留意事項

- 1) 「10. 参加資格」に記載のとおり、過去に本部門への出場経歴を有する長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体（学校）がこのコンクールに参加するためには、長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であることが必要です。  
長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体（学校）であって、過去に本部門への出場経歴を有する団体（学校）が参加する場合には、予め長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局（事務局長 加藤慎一）へ入会希望を申し出、当該団体（学校）の入会手続きを行って下さい。

入会手続きの状況を見ながら、参加申込みに必要なパスワードを明記した開催要項をお送りいたします。

- 2) 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員であって本部門への出場経歴が過去に一度もない団体（学校）が参加するためには、長野県内を活動の拠点としていることが必要です。

参加を希望する場合は、予め長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局（事務局長 加藤慎一）へ当該団体（学校）が長野県内を活動の拠点としていることを証する資料を添えて参加希望を申し出、参加申込みに必要なパスワードを明記した開催要項の交付（送付）を受けて下さい。

問い合わせ先は次のとおりです。できる限りFAX、Eメールの利用をお願いします。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟 事務局長 加藤慎一

TEL&FAX 0263-28-5793 E-mail kato@matsumoto.ne.jp

- 3) 団体（学校）代表者の氏名、住所等、連盟に届け出ている団体（学校）の情報に変更がある場合は、事前に「登録事項変更届」を提出してください。コンクールの申し込み手続は所定の変更手続を済ませた後をお願いします。

- 4) 以下の場合は申し込みを無効とします。

- ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定で規定する参加資格要件を満たさない団体（学校）からの申し込み
- ② 申込期限を過ぎてからの参加申し込みがあった団体（学校）
- ③ 納入期限までに参加費用の納入がなかった団体（学校）

- 5) 原則として、納入された参加費用は理由の如何に関わらず返還いたしません。

- 6) 個人情報に関して以下のとおり取り扱います。

- ① 団体（学校）名、指揮者氏名をプログラムに掲載します。
- ② 長野県吹奏楽連盟と業務を契約している写真録音委託業者へ各団体（学校）の情報（団体（学校）名、代表者氏名、連絡先住所、連絡先担当者氏名）を提供します。
- ③ 傷害保険加入のため参加者の個人に関する情報（氏名、住所）を契約する保険代理店へ提供しません。
- ④ 参加団体（学校）に関する情報及び参加者の個人に関する情報は、上記①、②及び③のほかコンクール運営上必要な場合や行政機関等の公的機関からの要請に基づく情報提供以外には一切使用しません。

- 7) 規定

- ① 本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定」（以下、「自由演奏部門実施・審査規定」という。）に従います。
- ② 本大会のコンクール当日の運営は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則」に従います。

- 8) 疑義の問い合わせ

本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の主管により長野県吹奏楽連盟が主催するコンクールです。大会参加に関する疑義は、必ず「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の事務局長へ問い合わせして下さい。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟以外の連盟へ問い合わせることが無いよう、団体（学校）内での周知徹底をお願いします。

問い合わせ先は次のとおりです。できる限りFAX、Eメールの利用をお願いします。

9) 著作権の取り扱い疑義の問い合わせ

- ① 音楽著作物利用許諾手続きは主催者が行います。
- ② 音楽著作物使用料は参加団体（学校）の負担とし、「11. 参加費用 2) 音楽著作物使用料」に記載のとおりです。
- ③ 編曲許諾、演奏許諾が必要な場合は当該団体（学校）で手続きを済ませてから参加申込を行ってください。
- ④ 著作権法保護のための自主規制として、コンクール当日（映像付き録音記録媒体による審査に変更した場合は審査会当日）の受付時に使用楽譜の原譜使用、複製許諾、編曲許諾及び演奏許諾の状況を確認します。口頭もしくは楽譜、書類の提示により対応をお願いします。
- ⑤ 音楽著作物利用の公正化及び責任所在の公明化を図るためプログラムへ作曲者名、編曲者名、出版社名を明記するので、参加申込書の所定欄に必ず記入してください。
- ⑥ 著作権法を遵守するとともに、著作権について不明な点がある場合は作曲者、編曲者、出版社等へ問い合わせ、適正な対応を図ってください。

10) 大会に参加できる者の条件

① 演奏者の所属関係について

「10. 参加資格」に記載のとおり、このコンクールへの参加には団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であること、または、長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟に加盟しておらず過去に本部門への出場経歴が一度もないことと団体であることが必要です。これは同時に、演奏者が、前者の場合は長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員（連盟に加盟する団体）の組織員（会員、団員等）であること、後者の場合は長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟に加盟しておらず過去に本部門への出場経歴が一度もない団体の組織員（会員、団員等）であることを条件としているものです。この条件に合致しない演奏者が含まれている場合又は後日その事実が明らかになった場合には、「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定」[7] 規定違反に対する処分の規定に従い、参加停止又は審査結果無効による失格と賞剥奪の処分を行います。

11) その他

- ① 演奏順は理事会での抽選により決定します。
- ② 参加申し込み受付完了後、全参加団体（学校）宛にコンクール出席者名簿の提出を依頼しますので、通知に従って対応してください。
- ③ コンクール当日の日程、出演順、留意事項を決定後、各参加団体（学校）宛に進行表、諸連絡事項を送付します。
- ④ 参加申し込み受付完了後、ピアノ使用団体（学校）宛てに「ピアノ使用経費負担金」を請求しますので、コンクール当日に支払ってください。
- ⑤ 本大会は連盟役員と各参加団体（学校）から選出をいただく委員で構成するコンクール実行委員会が大会を運営します。
- ⑥ 各参加団体（学校）から選出をいただく実行委員は、部門ごとのエントリー単位で選出をいただきます。後日通知する規定数の実行委員を選出いただけない場合は大会へ出場することができませんので

ご留意下さい。

- ⑦ コンクール当日日程及び出演順の決定後、各参加団体（学校）宛に進行表、諸連絡事項、コンクール実行委員の選出人数指定通知、職務分担表並びに大会運営職務マニュアルを送付します。
- ⑧ 編曲許諾について  
楽曲を編曲（編成の変更、使用楽器の変更、カット等を含む）するなど著作物に改変を加えて演奏する場合、使用する楽譜によっては著作者の同意を得る必要があります。なお、許諾の要否が判断できない場合には作曲家、編曲者、出版社等に直接問い合わせるなどの対応により確認をお願いします。  
【JASRACホームページ：<http://www.jasrac.or.jp/index.html>】  
【JASRACインフォメーションデスク：03-3481-2125】
- ⑨ 複製許諾について  
原譜やレンタル楽譜を所持せず、コピー楽譜を手配して原譜として使用する場合、手配するコピー楽譜には複製許諾が必要になります。楽譜コピーに関するQ&Aが「楽譜コピー問題協議会（CARS）」のホームページに掲載されていますので参考にして下さい。  
【ホームページ：<http://www.cars-music-copyright.jp/qa.html>】
- ⑩ 著作権全般について  
著作権（楽曲使用の可否、編曲許諾、演奏許諾等）の取り扱いにつきましては、各参加団体（学校）での事前確認をお願いします。  
なお、著作権に関するQ&Aが「公益社団法人著作権情報センター」のホームページに掲載されていますので参考にしていただき、不明な点は直接電話で問い合わせさせていただくようにお願いします。  
【ホームページ：<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>】  
【著作権相談専用電話：03-5348-6036】
- ⑪ 絶版楽譜の取り扱い  
楽譜が絶版の楽曲については、出版元からコピーサービスを受けた楽譜か複製許諾のあるコピー楽譜を使用してください。楽譜が未出版の楽曲については、著作権者（作曲家や楽譜出版社など）からの演奏許諾書（書式自由）を提示いただけるよう準備をお願いします。  
絶版の楽譜、未出版の楽譜の取り扱いにつきましては、下記の各ホームページにQ&A等の記載がありますので参考にして下さい。  
「一般社団法人日本楽譜出版協会」  
【ホームページ：<http://j-gakufu.com/faq.html>】  
「公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 東北支部（!!使用楽譜と許諾について!!）」  
【ホームページ：[http://www17.plala.or.jp/JBA-TOHOKU/guide\\_S3.html](http://www17.plala.or.jp/JBA-TOHOKU/guide_S3.html)】
- ⑫ 不適切行為に係る責任分担について  
大会への参加申込は、使用楽譜に係る原譜の購入やレンタル手続き、著作権所有者への複製許諾手続き、使用する楽曲の編曲許諾手続き等が適切に行われていることが条件になります。このため、後日これらの手続への不適切対応が明白となり罰則適用や賠償責任が生じた場合には、申込時点で参加申込者に虚偽の事実があったものと判断し、これらの不適切行為に係る一切の責任を当該申込者に負っていただきます。
- ⑬ 不服申し立てについて  
使用楽譜に係る諸手続に起因する罰則適用や賠償責任への対応で生じた不服等については、主催者である長野県吹奏楽連盟理事長へ申し立てのうえ、双方で協議してください。
- ⑭ コンクール当日は時間厳守に心掛け、常に舞台進行状況を把握してタイムスケジュールの変更に臨

機応変に対応できる体制を確保して下さい。また、ステージ上のセットアップは参加者が自主的に行って下さい。

- ⑮ コンクールでは審査結果のみを追求せず、より良い音楽づくりのための研修の場に、また出場団体（学校）相互の交流の場になるよう、良識ある姿勢で参加して下さい。
- ⑯ コンクールの参加資格等に関して後日不正が明らかになった場合は、「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定」〔7〕規定違反に対する処分の規定に従い対処するものとし、これらに関する対外的な責任は、すべて当該団体（学校）が負うものとしします。
- ⑰ この開催要項及び実施・審査規定に定められていない事項について疑義が生じた場合は、その処理の判断は理事会が行うものとしします。なお、緊急な案件で速やかな判断を要する事項については理事長の判断によるものとし、当該案件の発生については後日理事会に報告し、承認を得るものとしします。
- ⑱ 非常災害の発生等により、国または地方公共団体からの行事中止に係る指示や要請、岡谷市文化会館による施設使用停止の命令があった場合には、本大会の開催を中止することがあります。この場合の措置は前⑰項によるものとしします。
- ⑲ この部門には上部大会はありません。

## 【参考】

### 長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定

制定 (平成 22 年 5 月 27 日)

(平成 23 年 5 月 28 日)

最終改定 (令和 3 年 10 月 24 日)

#### [1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟が主催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール県大会」という。）の部門のうち長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管する「大学職場一般 自由演奏の部」（以下、「本部門」という。）の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. 本部門は当連盟の正会員の団体または長野県内を活動拠点とする非正会員の団体で参加要件を満たす団体が応募して参加し、毎年7月ないし8月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

#### [2] 人員

1. 本部門の参加人員は次のとおりとする。なお、指揮者はこの人員には含まれない。  
9名以上

#### [3] 参加資格

1. 本部門における団体の参加資格要件は次のとおりとする。
  - ① 団体が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であること。
  - ② 上記①以外の長野県内を活動の拠点とする団体で、過去に本部門への出場経歴が一度もないこと。
  - ③ 長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体で過去に本部門へ出場経歴を有する団体にあつては、参加申し込み締め切り日時までに長野県大学職場一般吹奏楽連盟への入会手続きが完了していること。
  - ④ 複数の団体の合同編成による参加の場合は、合同編成を構成する全ての団体が上記①から③までの要件を満たしていること。
2. 演奏者の資格は特に制限しない。また、同一奏者が本部門の他の団体もしくは合同編成に重複して出場すること、及び全日本吹奏楽コンクールの予選に出場する他の団体に重複して出場することは問わないものとする。
3. 指揮者の資格は特に制限しない。指揮者不在の演奏も可とする。

#### [4] 参加形態

1. 本部門への参加形態は次のとおりとする。
  - ① [3] 1の参加資格要件を満たす団体の単独編成による参加。
  - ② [3] 1の参加資格要件を満たす複数団体の合同編成による参加。

#### [5] 演奏

1. 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
2. 参加団体は自由曲として任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。
3. 自由曲について次のとおりとする。
  - ① 組曲も1曲とみなす。
  - ② 自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認める。
  - ③ その年度ごとに全日本吹奏楽連盟で指定する課題曲を自由曲として演奏することはできない。
  - ④ 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受



けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。

(注) 1. 作曲者の死後およそ 70 年を経ている大半の作品には著作権が存在する。ただし、平成 30 年の著作権法改正以前に保護期間を終えているものは遡及されることはない。

2. 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

4. 演奏時間について次のとおりとする。
  - ① 演奏時間は 7 分以内とする。
  - ② 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
5. 演奏順について次のとおりとする。
  - ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
  - ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。
6. ステージへの機材持ち込みについて次のとおりとする。
  - ① ステージにハープやコントラバス等の台・反響板を持ち込むことはできない。
  - ② サイレントベース（コントラバスにマイクをつけたもの）、オルガン、ハープシコード、アコーディオン、電子楽器を使用することはできない。

#### [6] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
  - ① 審査は審査員 5 名からなる審査委員会が行う。
  - ② 審査員は音楽に関する専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
  - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。
  - A 音と音質 音色、音のコントロール、音のブレンド
  - B イントネーション 音程、フレージング
  - C テクニック アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
  - D バランス 主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
  - E 楽曲解釈 テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
3. 審査の評価は次のとおりとする。
  - ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
  - ② 審査員は [6] 2. に規定する審査の観点を踏まえて各団体並びに合同編成の演奏について独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各団体並びに合同編成の審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員 1 名につき 20 点、審査委員会として 100 点を上限とする「評定点」として集計し、団体並びに合同編成ごとに以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。
  - 金賞 80 点以上
  - 銀賞 50 点以上 79 点以下
  - 銅賞 49 点以下
6. [6] 5. の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
7. [5] 4. ②の規定により失格となった団体並びに合同編成には努力賞を授与する。

#### [7] 規定違反に対する処分

1. 出場団体に [3] 1. 又は [5] 1. の規定に違反する事実が認められた場合は、当該団体について参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、授与した賞を剥奪する。

2. [4] 1. ②による参加の場合、合同編成を構成する団体のいずれかの団体に [3] 1. 又は [5] 1. の規定に違反する事実が認められた場合についても前1項と同様とする。
3. 団体または合同編成の演奏に [5] 3. 又は [5] 6. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

#### [8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各団体並びに各合同編成に授与する賞は表彰式で発表する。
3. 審査カードは各団体並びに各合同編成への引き渡しにより公表し、各団体並びに各合同編成が得た「評定点」及び受賞した「賞」は表彰式終了後に掲示等により公開する。なお、審査員氏名は公表する。
4. 本部門に係る上部大会はない。

#### [9] その他

1. コンクール県大会本部門の参加に要する費用は参加団体の負担とする。
2. コンクール県大会本部門の運営方法は理事会が定める。
3. コンクール県大会本部門開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
  - ① 審査及び表彰に関する不測の事態  
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
  - ② 運営に関する不測の事態  
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンクール県大会本部門実施上の細目については理事会がその都度定める。

## 【参考】

### 長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管として開催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール」という。）の大会運営はこの細則の定めるところによる。
- 2 コンクールの大会運営は当連盟規約第 31 条に規定する実行委員会を組織してこれにあたる。
- 3 コンクール参加申し込み団体（以下、「団体」という）は実行委員を選出するものとし、連盟役員とともに実行委員会を構成する。  
  
団体から選出する実行委員の数は当連盟理事会がその都度定めて通知する。
- 4 団体は、団体が選出する実行委員に関して事務局長が求める報告事項を、指定された期日までに届け出なければならない。
- 5 団体から届け出のあった実行委員が事故等により運営に携わることができない場合は、団体の責任においてその代理者を充てなければならない。
- 6 定められた数の実行委員を選出しない団体については、コンクールへの参加を認めない。
- 7 実行委員の担当業務、担当時間及び業務マニュアルは、当連盟事務局長がその都度定める。  
  
なお、実行委員の担当業務及び担当時間は団体の演奏順が決定した後に定める。
- 8 実行委員の担当業務、業務担当時間及び業務マニュアルは、あらかじめ事務局長が実行委員長及び各委員へ通知及び送付するものとし、団体が選出した実行委員へは団体の長を通じて通知及び送付する。
- 9 団体から選出された実行委員には長野県大学職場一般吹奏楽連盟会計細則に定める交通費及び宿泊費は支給しない。
- 10 この細則に定めのない細目については当連盟理事長の判断に従うものとする。
- 11 この細則の適用が吹奏楽コンクールの安全な開催に支障を生じさせると理事会が判断した場合は、この細則を適用せず当連盟規約第 31 条に定める実行委員会を別途組織して大会運営にあたるものとする。

#### 附則

- 1) この細則は、平成 23 年 4 月 17 日に制定し、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。
- 2) この細則は、令和 2 年 10 月 11 日に改正し、同日から施行する。